

広島県DX推進コミュニティ規約

(名称)

第1条 本コミュニティは、広島県DX推進コミュニティ（以下「コミュニティ」という。）と称する。

(目的)

第2条 コミュニティは、企業や行政等のあらゆる主体が、互いに切磋琢磨したり、協調・協働したりしながら、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）への理解を深め、実践することを促すことを目的とする。

(活動)

第3条 コミュニティは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) メンバー相互間の情報交換や交流に関すること。
- (2) DX関連の情報収集及び提供に関すること。
- (3) DX関連の調査研究及び提言に関すること。
- (4) DXの推進における共通課題の解決に関すること。
- (5) その他コミュニティの目的に資すること。

(メンバー)

第4条 メンバーは、コミュニティの目的に賛同する企業、団体、教育機関、行政機関、県民等とする。

(会費)

第5条 会費は徴収しない。

(入退会)

第6条 コミュニティに入会しようとする者は、書面又はオンラインでの申請により入会を申し込むものとする。

- 2 コミュニティを退会しようとする者は、書面又はオンラインでの申請により届け出るものとする。
- 3 メンバーが著しくコミュニティの規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、DX推進リーダーは、当該メンバーを退会させることができる。

(役員)

第7条 コミュニティには、次の役員を置く。

- | | |
|------------|----|
| DX推進リーダー | 1名 |
| DX推進サブリーダー | 1名 |
| 監事 | 1名 |

- 2 DX推進リーダーには、広島県商工会議所連合会会頭を、DX推進サブリーダーには、広島県DX推進本部長をもって充てる。
- 3 DX推進リーダーは、メンバーの中から、監事を選任する。

(役員の職務)

- 第8条 DX推進リーダーは、コミュニティを代表し、本県のDXの取組を県内外へ発信すること及びDX推進に資する関係機関への働きかけを行うことなどにより、本県のDXをけん引していく。
- 2 DX推進サブリーダーは、DX推進リーダーを補佐し、DX推進リーダーに事故があるときはその業務を代行する。
 - 3 監事は、コミュニティの会計及び業務を監査する。

(アドバイザー)

- 第9条 本県のDXの推進に関する意見や助言を聴取するため、DX推進リーダーは、必要に応じて外部の有識者や専門家等をアドバイザーとして招請することができる。

(事務局)

- 第10条 コミュニティの事務局を、広島県総務局DX推進チームに置く。
- 2 事務局に、事務局長その他職員を置く。
 - 3 前項の事務局長は、広島県総務局DX推進担当部長をもって充て、その他の職員は、事務局長が任免する。

(事業年度)

- 第11条 コミュニティの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

- 第12条 この規約に定めるもののほか、コミュニティの運営について必要な事項は、DX推進リーダーが別に定める。

附 則

この規約は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月1日から施行する。